

事業者排出量削減報告書

(あて先) 京都府知事							
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者）					
京都市伏見区横大路下三栖城ノ前町23-3		トーチ・プリンティングサービス(株) 工場長 藤江 弘明 電話					
京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。							
特定事業者の主たる業種	新聞印刷						
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））						
計画期間	平成18年4月～平成20年3月						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、廃棄物排出量の削減、全部門での環境マネジメントシステムの導入により、3パーセント以上のCO2排出量の削減を目指す。						
推進体制	工場長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置と実施計画の策定、例月の進捗管理システムを構築する。						
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容				
	18～19	印刷部門	印刷機械の運転時、適正な回転数を維持することで、電力使用量（原単位：印刷部数）を1%削減する。（<18>7.1%）				
	18～19	発送部門	印刷作業時、適正台数の機器のみ使用することで、電力使用量を1%削減する。				
	18～19	技術部門	エアーコンプレッサーのエアー圧力適正化、無人巻取り搬送車の運転台数管理を徹底することで、電力使用量1%削減する。				
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （平成17）年度 （二酸化炭素換算（t））	目標年度（計画） （平成19）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （計画） （%）	報告年度（実績） （平成18）年度 （二酸化炭素換算（t））	削減率 （実績） （%）	
	A 事業所等排出区分	3,532 t	3,487 t	-1.3 %	3,696 t	4.6 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	t	%	
	排出合計	*1 3,532 t	*2 3,487 t	-1.3 %	*3 3,696 t	4.6 %	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画） 取組量等		削減率		報告年度（実績） 取組量等	
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t		(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t		(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kWh	(削減量) t		(発電量) kWh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kWh	(削減量) t		(購入量) kWh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t		*3 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度（実績） *1 3,532 t	目標年度（計画） (18)- (19) 3,487 t	削減率（計画） -1.3 %	報告年度（実績） (18)- (19) 3,696 t	削減率（実績） 4.6 %		
特記事項	1 当社の本格稼働は平成16年7月よりはじまりました。このため平成17年度実績を基準に、エネルギー原単位CO2排出量削減率を1.9パーセントと見込んでいます。（<18>実績-4.6パーセント） 2 計画期間において実施予定の地球温暖化対策措置（1）グリーン用品の購入。（2）コピー用紙の両面使用による用紙の使用量削減。（<18>実績56.4パーセント）						
連絡・先	担当部署						
	担当者氏名						
	住所						
	電話番号						
	ファクシミリ番号						

注 1 該当する二には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です
 2 基準年度とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます
 3 事業所等排出区分とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます
 4 その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください
 (例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入
 5 特記事項には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比エネルギー原単位CO2排出量、省エネルギー設備など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条項指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください